

## **用語の説明**

### **○人事行政**

職員の採用や退職，昇任等の任用に関すること，給与に関すること，勤務時間や休暇等の勤務条件に関すること，研修等の人材育成などといった職員に関する「決まりごと」全般を人事行政といいます。

### **○情報公開コーナー**

情報公開コーナーは，市役所本庁舎（東雲町4番13号）6階，総務部文書法制課内（課内右側）にあります。

### **○職 種**

- ・ 一般行政職（一般事務，一般技術，学芸員，保育士等）
- ・ 医療職（医師，薬剤師，看護師，診療放射線技師，理学療法士等）
- ・ 消防職（消防士）
- ・ 技能労務職（自動車運転手，機械操作手，用務員，電車乗務員等）
- ・ 教育職（教員）

### **○任 用**

市長などの任命権者が，採用，昇任などの行政行為を行うことにより特定の者を特定の職に充てることをいいます。

たとえば，ある職を占めていた職員が，退職した場合や昇任してより上位の役職者となった場合など，職員がその職にいなくなる状態が起きたとき，その職に職員を補充する行為が任用であり，その方法は新たに職員を雇う「採用」や内部の職員を登用してその職に充てる「昇任」などがあります。

職員の任用は，地方公務員法の規定により，受験成績，勤務成績その他の能力の実証に基づいて行われております。

### **○再任用職員**

函館市を定年退職した職員で，退職後，任期を定めて任用されている職員のことをいいます。

勤務形態は，勤務時間が1日7時間45分のフルタイム勤務と，7時間45分未満の短時間勤務の2種類に区分されております。

### **○会計年度任用職員**

会計年度任用職員とは，平成29年に改正された地方公務員法上の一般職非常勤職員のことをいいます。

勤務形態は，1週間当たりの勤務時間が38時間45分のフルタイム勤務と，38時間45分未満のパートタイム勤務の2種類に区分されています。

### ○勸奨退職

勸奨退職とは、人事の刷新、行政能率の維持・向上を図る等のために、任命権者が職員に退職することを勧め、職員がそれに応じてその者の非違によることなく退職する場合をいいます。

### ○早期退職

早期退職とは、定年前に退職を希望する職員が、職員の年齢構成を適正化し、組織の活性化を図る等のために、条例に基づいて実施される早期退職募集制度により認定されて退職する場合をいいます。

### ○一般部局に含まれる組織

企画部、総務部、財務部、競輪事業部、市民部、保健福祉部、子ども未来部、環境部、経済部、観光部、農林水産部、土木部、都市建設部、港湾空港部、戸井支所、恵山支所、榎法華支所、南茅部支所、会計部

### ○定数

事務事業を行うために必要とされる職員数の限度をいい、条例で定められております。

### ○臨時部局

一定の期間内に完結する特定の事業のため、臨時的に設置される組織をいい、その組織に属する職員の数、職員の定数に含まれないこととなっております。

### ○定数外派遣

定数外派遣とは、函館市役所の業務を行うためではなく、公立大学法人等の業務を行うため、職員を派遣することです。この場合、函館市役所の業務を行うものではないため、定数からは除外されています。

### ○結核性疾患等

一般職の職員の給与に関する条例施行規則第11条

- ・ 高血圧症
- ・ 心臓疾患
- ・ 悪性新生物による疾患
- ・ 中枢神経系統の疾患
- ・ 精神性の疾患
- ・ 糖尿病
- ・ 国または北海道が特定疾患に指定する疾患
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病

## ○一般職と特別職

地方公務員のうち特別職に属するもの以外を一般職といいます。

地方公務員法では、地方公務員を一般職と特別職の二つに分け、特別職に該当するものを列挙しており、これ以外はすべて一般職と規定しております。

一般職は、専門的能力、技能に基づいて能力実証主義により任用される職です。

### 【特別職の職員の例】

- ・ 市長，副市長
- ・ 市議会議員
- ・ 教育委員会などの行政委員会の委員
- ・ 監査委員

## ○給 与

給与とは、勤労の対価として支給されるものであり、給料、報酬および諸手当の総称です。

## ○給料と報酬

勤労の対価という意味においては給料と報酬は同じですが、主に常勤の職員に対する給付を「給料」、非常勤の職員に対する給付を「報酬」と称しております。

## ○常勤の職員と非常勤の職員

常勤の職員とは、一般職の職員のように常時勤務することが必要な職員をいいます。

また、特別職のうち市長，副市長も常勤の職員に該当します。

非常勤の職員は常勤の職員以外の職員であり、市議会議員や教育委員会などの行政委員会の委員などが該当します。

なお、監査委員については常勤と非常勤の委員がそれぞれおります。

## ○普通会計

地方自治体の会計は、単一であることが理想ではありますが、その複雑多岐な事務を単一の会計で処理することは困難であり、特別会計を設け、一般会計と区分して経理することとされております。特別会計の設置については、その相当部分が地方自治体の自主性に委ねられていることから、自治体間の画一性を欠いているため、自治体間相互の比較や時系列比較が可能となるよう特定の事業会計を除外し、残りの会計を総合して一つの会計にまとめたものを普通会計と称しております。

## ○公営企業会計

公営企業会計とは、市場、病院、水道、電車など、民間企業と同じように事業で収益をあげて、その収益により運営を行っている会計であり、これらの事業については地方財政法等の規定により、特別会計を設けて経理を行わなければならないこととされております。